

連載

アメリカ合衆国のロースクール教育

第2回

# パーヴェイシヴ・メソッドによる 法曹倫理教育 デボラ・ローディ教授の構想

村岡啓一 一橋大学大学院法学研究科教授

## はじめに

2005年6月12日から6月14日までの3日間、カナダのモントリオール市において、アメリカ合衆国ロースクール協会(The Association of American Law Schools: AALSと略称)主催の法曹倫理教育に関するワークショップが開催された。その講演者の一人にスタンフォード大学ロースクールのデボラ・ローディ教授(Professor Deborah L. Rhode)がいた。

同教授はロースクールにおける法曹倫理教育にパーヴェイシヴ・メソッド(Pervasive Method。以下、PMと略す)を導入すべきことを強く主張し、実践しているPM推進の第一人者である。同教授は1992年に「パーヴェイシヴ・メソッドによる倫理」(“Ethics by the Pervasive Method”, 42 Journal of Legal Education 31)という論文を発表して、当時のロースクールにおける法曹倫理教育の形骸化を痛烈に批判し、同教授の構想するPMによる法曹倫理教育を提案した。その後、ケック基金(Keck Foundation)の支援を受けた法曹倫理及び法律専門職に関するプロジェクトの責任者を務め、1998年に「専門家責任——パーヴェイシヴ・メソッドによる倫理」(“Professional Responsibility: Ethics by the Pervasive Method”, Aspen Law & Business)という教科書を著している。この教科書は後に紹介するように、ロースクールにおける主要な法律科目と法曹倫理とを統合したアメリカにおける唯一の教科書である。

現在は、スタンフォード大学の研究分野全体に関わる倫理センター(Ethics Center at Stanford)の責任者の地位にある。総合大学であるスタンフォード大学では、法曹倫理のみならず医療倫理、企業倫理、資源利用及び環境保護に関する倫理など、あらゆる分野で「倫理」が問題となるので、いわば分野横断的に専門家倫理の教育一般にまで研究の射程を広げているのである。筆者との事前のメールでの情報交換の後、超多忙のなか、上記ワークショップでのインタビューに快く応じてくれたので、今回は上記論文の提案をも含めて、デボラ・ローディ教授のPM推進のための戦略を紹介しよう。

## 「法曹倫理」科目の必修化

理念的に、法学教育の全体にわたって「倫理」を浸透させることが必要との認識は古くから共有されてきたが、何をもってPMというかでは固有の「法曹倫理」科目との関連で2つのモデルを区別しなければならない。1つは、固有の「法曹倫理」科目を設けず、カリキュラム全体を通じて事例に応じた倫理教育をするという型(「法曹倫理」科目の代替型)であり、もう1つは、固有の「法曹倫理」科目を設けたうえで、各法律科目の中でも事例に応じた倫理教育をするという型(「法曹倫理」科目の補完型)である。ローディ教授のモデルは後者である。その理由は、歴史的には、前者は「法曹倫理」科目の設置に反対する口実として機





能していたうえ、全員の責任というのは誰の責任でもないという無責任に容易に転化しえたからである。

アメリカ合衆国では、1960年代以降、家族、教会、地域社会といった伝統的な社会的コントロールの機構が崩壊するのに伴い、新たな市民運動(市民的自由の拡大、消費者問題、女性解放、環境問題などテーマは多様)を背景に既存の規範に異議申立がなされるに至り、各分野で倫理問題への関心が高まった。その結果、メディカル・スクールでは「医療倫理」科目がそれまでの選択科目から必修科目に変わり、ビジネス・スクールでも1970年末までに、ほぼ半数が「企業の社会的役割」を必修科目とするに至った。法分野では、ニクソン政権の下で多数の法律家が関与したウォーターゲート事件を機に一般市民の法律家に対する信頼が揺らぎ、アメリカ法曹協会(American Bar Association: ABAと略称)が「法曹倫理」の必修科目化を決議したのを受けて、ほとんどすべてのロースクールが「法曹倫理」科目を必修とした。しかし、内実は、ウォーターゲート事件以後に法曹資格試験に「法曹倫理」の問題も要求されることになったため、「法曹倫理」はABA規則の解釈と懲戒事例分析の科目になってしまい、およそ「倫理」とは無縁のものに転化した(rule-bound conception of legal ethics)。

ローディ教授は「法曹倫理」の必修化には賛成である。「法曹倫理」科目の目的は、学生に倫理問題の存在に気づかせ、分析の手法を理解させ、究極的には、将来の法律家としての行動に影響を与えることにある。必修化することで、選択科目であったならば選択しないであろう学生に対しても、倫理的に自ら責任をもって決断することを学ぶ機会を与えることができるからである。必修化反対論に対してローディ教授は次のように反論する。

必修化反対論の1つは、「効果的でない」というものである。道徳的行為とは個人の人格形成と結びついており、ロースクールの学生の場合、すでに倫理を身につけているかいないかのいずれかであり、ロースクールでの教育では遅すぎるというわけである。しかし、実証的研究の結果、非倫理的行動は状況的圧力(誘惑、仕事場の圧力、同僚の態度等)に依存することがわかっており、よく考えられた授業では、道徳的ジレンマをもたらす構造的要因の解明に焦点を当てているので、将来の困難な倫理問題に直面した場合

の解決のアプローチを修得することができる。したがって、法曹倫理教育の有効性はある。

もう1つの反対論は、逆に、「効果的すぎる」という。これにも、「正解」がないがゆえに教員の価値観が押し付けられる結果、学生が教員によって道徳的に教化されるという批判と、反対に、「正解」がないがゆえに学生は懐疑主義、相対主義、シニシズムに陥るという批判とがある。しかし、法律家の行動についての倫理的裁量というのは、法的規則等に基づいた法的利益の価値判断であり、すべてのアプローチが同等に有効というわけではないし、よく考えられた授業は専門家が陥りやすい懐疑主義と非現実的な楽観主義のバランスをとることに役立つ。専制的な教授による価値観の押し付けの危惧はなにも倫理にかぎったことではないし、それに対する回答は、教員を教育することではない。

## デボラ・ローディ教授の構想する PMとは何か

ローディ教授のPMの基本構想は次のようなものである。

法曹倫理教育は、問題意識を喚起するだけでなく法律家としての倫理的判断能力を磨くことであるから、学生に倫理問題を考える機会を継続して与える必要がある。いかによく考えられた「法曹倫理」の授業であっても、単一科目だけでは限界がある。守秘義務や誠実義務といった主要な論点については、深くなくてもよいから、科目横断的に、繰り返し触れることが重要である。主要な論点の深い理解は固有の「法曹倫理」科目が扱うのであり、PMはそれを強化するためであるのであり、PMによって代替されるのではない。

カリキュラム全体の設計に法曹倫理担当者は積極的に関わるべきであり、継続的な方法による法曹倫理教育(Ethics by the Continuing Method)を実現すべきである。それは次のようなものである。

1年次に、法曹倫理に関する論点を概観する導入科目を置く。目的は法曹倫理の基礎を習得することであるから、たとえば、民事訴訟法の一部にそれを要求するとか、短期の独立した必修導入科目を用意するとかの方法がある。1年次に履修する範囲は、①倫理規範および規則の構造、②専門家の役割について



の考え方、③伝統的な倫理問題の道徳的理由づけとそれに対する現代的な批判である。教員は、できれば、具体的な事例を用いて、専門家の陥るジレンマに対する適用を通して上記履修対象を1年生に教える。

2年次以降の上級学生には、法曹倫理に関する論点を主要な関心事とする科目を1つ選択することを義務づける。固有の「法曹倫理」科目でもよいし、それ以外でも倫理問題を扱う実務科目(刑事訴訟法、法廷弁論術、交渉術、クリニックなど)でよい。クラスの規模としてはすべての学生が議論に参加できる少人数制とし、問題の解決を目指すことを授業の内容とする。さらに、他の法律科目の中でも当該分野に関わる倫理問題を取り上げるように努力する。方法としては、教材の交換、法曹倫理担当の教員との共同授業(cooperative teaching)や周辺業務を含む実務家との共同授業などを行う。ほかに、補完的なイベントとして、法曹倫理に関するパネル・ディスカッション、特別講義などを随時行う。各教員がPMを実践しているかどうかについてのモニターは、教員自身による報告と学生の授業評価を通じて行う。また、各教員が法曹倫理教育を自らの科目に取り入れるための手当(Course development stipends)の支給と、必要な技術を身につけるためのワークショップの開催が求められる。

このような倫理問題をロースクール全体の中心的課題とする全学的な努力によつてはじめて、「法曹倫理」科目の終局の目標である①倫理的問題の認知能力の向上、②倫理問題の分析手法の理解、③倫理的行動の実践という、将来の法律家に必要な素質が学生にそなわることが期待できるのである。

## 日本におけるPM実現のための戦略

以下は、ローディ教授がわが国のロースクールへのPM導入のために語った戦略の内容である。

アメリカ合衆国のロースクールにおいて補完型のPMが理想的な形で実現していない理由は、各法律科目の教員が「法曹倫理」を自らの責任分野ではないと考えている点にある。そのため、PMの実施においても「形だけで内容を伴わない授業」の誘惑が常にある。私の調査によれば、教員は、自ら担当する法律科目の授業において倫理問題を提起したからPMとして

十分だと考えているのに対し、学生は、5分間程度の問題提起だけでそれに引き続くはずの議論がないために倫理問題をほとんど意識していないという認識のズレがあることがわかっている。そこで、日本のロースクールにおいてPMを理想的な形で定着させるために、次のことを提案したい。

1つは、私が著したような、各法律科目に特有の倫理問題をケースとして取り込んだ「法曹倫理」の教科書をロースクールの法律科目担当の教員のために作ることである。日本ではロースクールがスタートしたばかりでまったくの白紙状態から教材を作成することができるという有利な状況があるのだから、各法律分野のケースブックの中に倫理的視点を織り込んだものが作れるはずである。法律科目担当の教員が法曹倫理の論点を取り上げる場合、実務を知っていることは必要だが、それは実務経験が必要であることを意味しない。私自身がそうであったように、実務経験がなくとも、実務家を授業に招いたり、実務家を交えた会議やワークショップで倫理問題を議論することで問題の所在を知ることができる。また、教員には弁護士会との接触を促すべきである。

2つには、「法曹倫理」科目担当の教員と法律科目担当の教員が相互に交流することである。お互いに異なった分野の知見につき視野が広がるし、想定された倫理問題を少人数で議論することで異なった見方があることに気づき、教員も学生も倫理問題をめぐる対話が楽しいものであることがわかるだろう。夕食会で倫理問題を論ずるなど、とにかく機会をとらえて教員同士が倫理問題を一緒に語ることが大事であり、そうした場面に実務家を交えるならば、さらに興味深いものになるだろう。

3つには、効果的な倫理教育の方法として、倫理問題や法律家の役割を考えさせるテレビドラマや映画のビデオを利用することである。学生はビデオが好きなので、「法曹倫理」に関わる場面を見せて、その後、皆で議論することにより、学生により深く倫理を考えさせることができる。こうした経験は、将来、法律家になった際に直面する倫理問題の解決に役立つことになる。教材とともに具体的状況をイメージする仮想問題も同様の意味で重要である。試験に出るか否かという観点からではなく、学生には倫理問題を考えさせ、「法曹倫理」を議論することは面白いと感じてもらふことである。






## インタビューから得たこと

ローディ教授は、ほかに医学、工学、ビジネスといった異なる分野における職業倫理が決して同じではなく、守秘義務ひとつをとっても各分野でルールの内容が異なること、それゆえに、学際的に議論する実益と必要性があること、さらには、同教授のもう1つの研究テーマである「プロ・ボノ活動」につき、比較法的な観点から、文化的な背景の違いを反映して公的サービスの考え方が異なること、それが「法曹倫理」教育の場でも、学生に国際的な視野で見ることの必要性を教えるのに役立っていることなどを語ってくれた。これらは、現在の同教授の職業倫理一般に対する関心がいかに発展性を秘めたものであるかを端的に物語っている。「法曹倫理」は法律家の世界で完結するもの

ではなく、専門家というより大きな世界の職業倫理の一分野でしかないのである。

わが国の法曹倫理教育はスタートしたばかりであるが、同教授がいうように、それはアメリカの成功・失敗に学ぶという「後発者の利益」を享受しうることでもある。

PMが理念どおりに実現できるか否かは、いかに教員と学生に倫理問題を一緒に議論することが楽しいこと (fun) なのかを身をもって知ってもらうことである。そのために「法曹倫理」科目担当者 (ethicist) は、あらゆる機会を捉えて、あらゆる工夫をこらして各教員が関心を抱くように倫理問題を指摘することである——これが、筆者がデボラ・ローディ教授とのインタビューを通じて得た結論である。

今回は、冒頭に紹介したAALSワークショップの議論を紹介しよう。 (むらおか・けいいち) 

## ロー・スクール通信

### 予想どおりの地獄

今年の夏のメインイベント、新司法試験の試行テストが8月6日から9日に実施された。合計22時間30分という長時間耐久試験で、予想どおりの地獄の4日間であった。

1日目は短答式で、民事系2時間半、公法系1時間半、刑事系1時間半で解く。現行司法試験の経験もある私だが、基本3科目については、現行と変わらない難易度で、とにかく問題数が増えて、時間が長いぶん大変だった。商訴については基本的な知識を問う形になっており、基本3科目との差が大きいと感じた。2日目からは論文式で、まずは選択科目3時間と公法系4時間。3日目はなんと午前11時半から午後5時半までの6時間ぶっ通しの民事系。4日目は刑事系4時間。これらの論文式は、短答式と比べると各科目とも難易度は低めのような気がしたが、なにより、経験したことのない長時間で長文の論文を書くことで消耗した。すべての科目で試験中一切の食事はできず、飲み物のみ持込可という状態だったため、最長の民事系では、途中、空腹で腹の虫が鳴る人もいたようだ。

受験して思ったのは、公法系以外は、新しさのみられない試験ということ。口の悪い友人のなかには、「あれじゃあ、予備校大喜びだね。みんな予備校答練受けるよ。司法試験委員会は予備校と提携してんじゃないの?」と言う人もいた。結局、現行試験合格者との質の違いを作りたくない

のかなあ、とも思う。法科大学院修了プラス新試験合格者が、「新しい法曹」になることを阻止したい守旧派がいるんだろうか? 何のための司法改革なんだろうか? 少なくとも、今回、私たちに「こういう試験をやる予定」ということで試行試験問題が開示された以上、来年5月の試験は今回の試験と大差ない内容となるだろう。終了後とられたアンケートでは、みんな不満もたくさん書いたようだけど、おそらくそれが反映されるのは次の試験からだ。

ということで、ロー・スクールの授業でいくら新しいことをやっても、結局いままでどおりの「受験勉強」は必要で、ある程度の「テクニック」もないと、とくにあの短答式はクリアできない。今のところ、短答式は足切りに使うという情報だが、その足切り率や限度も定かでない。本番の試験まで9カ月を切ったのに、いまだに試験内容や方向性が五里霧中で、大丈夫なのかと思う。新しい制度と知りつつこのルートに乗った以上、いくばくかの不確定要素があるのは織り込み済みだが、それにしても……というのが少なくない私たちロー・スクール1期生の気持ちである。だったら、現行一本で行けばよかったじゃないか、という囁きも聞こえる。しかし、制度が変わるときに、縮小する旧制度にこだわる根性はなかった。

すでに賽は投げられた。私はどこまでできるか。耐久レース化する新司法試験対策は体力勝負の面も大きい。地獄の4日間をクリアするにはまずは体力づくりかな、なんて思う。ロー・スクールの授業で体育必修になるのも、そう遠くないかもしれない。

(森家けい / 立命館大学法科大学院)